

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宮津与謝消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	78.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	86.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	87.9%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	81.6%
1～5年	105.6%

【説明欄】

- ・1において、月の途中から休職になった職員（11～3月）については、全体の算出値に与える影響を考慮し、算出対象外としている。
- ・2(1)(2)において、一方の性別の該当者が存在せず、比較ができない欄は「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。